第7の1⑶の表中「

川之江	22	0.01	

」を「

川之江 伊予青島	22 36	0.01 0.01	

」に改める。

第7の3⑵の表中「

川之江	43	47	49	51

」を「

川之江	43	47	49
伊予青島	28	38	44

」に改める。

51	0.01
48	0.01

○総務省告示第百三十号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第七項の規定に基づき、平成十六年総務省告示第四百十号（地方公務員災害補償法施行規則第三条第七項の総務大臣の定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

「四千三十円」を「三千九百四十円」に改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた年金たる補償以外の補償の額の算定の基礎として用いる平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十一号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令（昭和六十二年自治省令第三十一号）第三条第一項の規定に基づき、平成三年自治省告示第七十四号（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律第五条第二項の規定による平均給与額等を定める省令第三条第一項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

本則の表中

「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇」
「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇」

を

に

改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十二号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第三条第四項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十七号（地方公務員災害補償法第二条第九項及び地方公務員災害補償法施行規則第三条第四項の規定に基づき総務大臣が定める率を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

本則の表中「一・三三」を「一・二二」に、

「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇」
「平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	一・〇〇
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	一・〇〇」

を

に

改める。

附　則

1　この告示は、平成二十三年四月一日から施行する。

2　この告示による改正後の規定は、平成二十三年四月一日以後の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日以後に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る平均給与額及び同日前に支給すべき事由が生じた補償に係る平均給与額については、なお従前の例による。

○総務省告示第百三十三号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第百二十一号）第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき、平成四年自治省告示第五十八号（地方公務員災害補償法第二条第十一項及び第十三項の規定に基づき総務大臣が定める額を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

総務大臣　片山　善博

本則の表を次のように改める。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、三一七円	一二、七五〇円
二十歳以上二十五歳未満	四、九二〇円	一二、七五〇円
二十五歳以上三十歳未満	五、五六五円	一三、〇二八円
三十歳以上三十五歳未満	六、〇九〇円	一六、〇二八円
三十五歳以上四十歳未満	六、五三九円	一八、五〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	六、七四九円	二二、〇六五円
四十五歳以上五十歳未満	六、六八八円	二三、七五〇円
五十歳以上五十五歳未満	六、二七四円	二四、四〇九円
五十五歳以上六十歳未満	五、五四九円	二三、一八三円
六十歳以上六十五歳未満	四、六二九円	二〇、七五四円
六十五歳以上七十歳未満	三、九四〇円	一五、二一七円
七十歳以上	三、九四〇円	一二、七五〇円